

【決議】

公的保険医療を崩す T P P 参加に反対する 保険でよい歯科医療こそ国民の望む道

医療を市場化する T P P（＝環太平洋経済連携協定）への参加準備が進められている。

昨年、閣議決定（2010年11月9日）された「包括的経済連携に関する基本方針」では、「非関税障壁を撤廃する観点から、行政刷新会議の下で」具体化するとされた。これを受けて行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会は「規制・制度改革分科会中間取りまとめ」（1月26日）を決定した。

「海外の優れた経営資源を取り込む」として「外国人看護師や介護福祉士」のみならず「医師や歯科医師」の受け入れを明記した。また条件付きではあるが「営利法人の役職員が医療法人の役員として参画」「譲受法人への剰余金配当等」を認めることや、「医療機関の広告規制の原則自由化」、「一般用医薬品のインターネット等販売規制の緩和」等々、その内容は、医療を市場化する基盤整備そのものだ。

特に「公的保険の適用範囲を再定義することが必要」としていることは重大だ。昨年6月に経産省が発表した「産業構造改革ビジョン」では、「今後は、医療・介護機関と健康関連サービス事業者との連携推進等により保険外のサービスを拡大することで、公的保険依存から脱却する」とされたが、この方向とも一致している。先に挙げた数々の医療市場化の基盤整備や国際交流と銘打った外国人富裕層に対する高額治療の受け入れ（医療ツーリズム）の推進とも相まって、混合診療の拡大、公的医療の縮小、医療資源の過度な集中による地域医療の崩壊、さらには国民皆保険制度に基づく公的医療の危機に拍車をかけるものである。

くしくも今年、国民皆保険50周年の年である。歯科における国民の要求は、混合診療の拡大ではなく、国民皆保険のもと、保険のきく範囲を広げること、窓口負担を軽くすることである。

医療の市場化は、命や健康の商品化に等しい。私たちは、「お金の格差」が「命や健康の格差」につながり、国民皆保険制度の崩壊を招く T P P への参加に断固反対するものである。

2011年2月12日

大阪府歯科保険医協会第22回理事会